

## 第44号議案

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年3月2日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，各サービスの人員及び設備等に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

## 芦屋市条例第 号

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

第10条第1項中「第46条第6項第2号」及び「第46条第6項第3号」を「第46条第6項」に改める。

第11条第1項中「，指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第46条第6項第4号」を「第46条第6項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第9条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第46条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいず

れかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所，指定地域密着型特定施設，指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等，指定居宅サービスの事業を行う事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設	看護師又は准看護師

第46条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄」に改める。

第47条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「，同一敷地内」に改め、「を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第49条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（」

の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第65条中「第46条第6項各号」を「第46条第6項」に改める。

第67条中「及び第33条から第40条まで」を「、第33条から第38条まで、第39条（第4項を除く。）及び第40条」に改める。

第68条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第72条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第76条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第88条中「から第40条まで」を「、第39条（第4項を除く。）、第40条」に改める。

## 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 参 照

芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，各サービスの人員及び設備等に係る規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

#### (1) 介護予防認知症対応型通所介護

##### ア 設備及び備品等（第9条関係）

単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して，夜間及び深夜に介護保険制度外のサービスを提供する事業者は，当該サービスの内容をサービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

##### イ 利用定員等（第11条関係）

共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員については，共同生活住居（ユニット）ごと（現行は，事業所ごと）に1日当たり3人以下とする。

##### ウ 事故発生時の対応（第39条関係）

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は，アの介護保険制度外のサービスの提供により事故が発生した場合は，市，利用者の家族，利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じ，事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならないこととする。

#### (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護

##### ア 従業者の員数等（第46条関係）

(ア) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師又は准看護師は，同一敷地内にある施設等（現行は，併設する施設等）の職務に従事することができることとする。

(イ) (ア)の看護師又は准看護師が兼務可能な施設等の種別に、指定居宅サービス事業所，指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所，指定認知症対応型通所介護事業所，指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設を加えることとする。

イ 管理者（第47条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が、当該事業所の管理上支障がない場合に兼務できる職務として、介護予防・日常生活支援総合事業を加えることとする。

ウ 登録定員及び利用定員（第49条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、登録定員を29人（現行は25人）以下とし、通いサービスに係る利用定員（1日当たりの利用者数の上限）を次の範囲内で定めるものとする。

改正案		現 行	
登録定員	利用定員	登録定員	利用定員
25人以下	登録定員の2分の1から15人（サテライト型は12人）まで	25人以下	登録定員の2分の1から15人（サテライト型は12人）まで
26人又は27人	16人		
28人	17人		
29人	18人		

エ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（第68条関係）

指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、定期的な外部の者による評価は受けないこととする。

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護

設備に関する基準（第76条関係）

指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の数について、原則では1又は2であるところを、当該事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により、当該事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居（ユニット）の数を3と

することができるものとする。

(4) その他所要の規定の整備

3 施行期日

平成27年4月1日